

第197期 中間決算公告

山形市七日町三丁目1番2号
株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	25,764	預 金	1,620,929
コールローン	108,979	譲渡性預金	73,845
買入金銭債権	18,043	外国為替	59
商品有価証券	933	その他負債	8,131
有価証券	551,089	未払法人税等	55
貸出金	1,083,840	リース債務	44
外国為替	207	その他の負債	8,031
その他資産	6,827	退職給付引当金	5,752
有形固定資産	15,051	役員退職慰労引当金	209
無形固定資産	560	睡眠預金払戻損失引当金	160
繰延税金資産	11,756	偶発損失引当金	72
支払承諾見返	16,185	再評価に係る繰延税金負債	1,960
貸倒引当金	△ 6,924	支払承諾	16,185
		負債の部合計	1,727,305
		（純資産の部）	
		資 本 金	12,008
		資本剰余金	4,939
		資本準備金	4,932
		その他資本剰余金	6
		利 益 剰 余 金	92,436
		利益準備金	7,076
		その他利益剰余金	85,360
		別途積立金	83,020
		繰越利益剰余金	2,340
		自 己 株 式	△ 640
		株主資本合計	108,743
		その他有価証券評価差額金	△ 4,147
		繰延ヘッジ損益	△ 492
		土地再評価差額金	907
		評価・換算差額等合計	△ 3,732
		純資産の部合計	105,011
資産の部合計	1,832,316	負債及び純資産の部合計	1,832,316

中間損益計算書 (平成20年 4 月 1 日から
平成20年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		24,797
資 金 運 用 収 益	16,073	
(うち貸出金利息)	(11,144)	
(うち有価証券利息配当金)	(4,371)	
役 務 取 引 等 収 益	3,138	
そ の 他 業 務 収 益	986	
そ の 他 経 常 収 益	4,598	
経 常 費 用		24,546
資 金 調 達 費 用	2,897	
(うち預金利息)	(2,274)	
役 務 取 引 等 費 用	988	
そ の 他 業 務 費 用	7,471	
営 業 経 費	11,130	
そ の 他 経 常 費 用	2,058	
経 常 利 益		250
特 別 利 益		22
特 別 損 失		86
税 引 前 中 間 純 利 益		186
法人税、住民税及び事業税		20
法 人 税 等 調 整 額		△ 556
中 間 純 利 益		722

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づき合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が6,503百万円増加、繰延税金資産が2,601百万円減少、その他有価証券評価差額金は3,902百万円増加しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～30年

その他 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込み額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、預金としての計上を中止し当行の収益に計上したものについて、将来の払戻に備えて必要と認

められる額を計上しております。

(追加情報)

従来、睡眠預金払戻損失は、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第4号 平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度より適用されることに伴い、前事業年度から同報告を適用しております。これにより、前中間期は変更後の方法によった場合と比較してその他経常費用が11百万円、特別損失が167百万円少なく、経常利益が11百万円、税引前中間純利益が178百万円、それぞれ多く計上されております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。相場変動を相殺するヘッジについては、該当する取引を実施しておりません。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は557百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は42百万円、「その他負債」中のリース債務は44百万円増加しております。

また、損益に及ぼす影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,222百万円、延滞債権額は21,891百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,091百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,205百万円であります。

なお、1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,111百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	79,904百万円
担保資産に対応する債務	
預金	4,608百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券53,910百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は374百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、468,500百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が457,935百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	3,108百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 24,037百万円
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,596百万円であります。
- 1株当たりの純資産額 614円71銭
- 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率 12.58%（国内基準）

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額664百万円、株式等償却511百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 4円22銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	26,823	33,900	7,077
債券	378,320	376,509	△1,810
国債	165,921	164,620	△1,301
地方債	111,844	111,993	148
社債	100,554	99,895	△658
その他	153,504	140,576	△12,927
合計	558,647	550,987	△7,660

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(注) 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とする
とともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、1,894百万円(うち株式511百万円、債券およびその他1,383百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び、30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

3. 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。なお、市場価格を時価とした場合に比べて有価証券が6,503百万円増加しております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	9,596
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	338
その他有価証券 非上場株式	1,190
非上場外国証券	0
その他	176

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	2, 276百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2, 300
有価証券償却損金算入限度額超過額	1, 902
減価償却損金算入限度額超過額	1, 054
その他有価証券評価差額金	3, 529
その他	2, 215
繰延税金資産小計	13, 279
評価性引当額	△1, 499
繰延税金資産合計	11, 779
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	16
その他	7
繰延税金負債小計	23
繰延税金資産の純額	11, 756百万円

第197期 中間決算公告

山形市七日町三丁目1番2号
株式会社 山形銀行
取締役頭取 長谷川 吉茂

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

主要な会社名

山銀リース株式会社
山銀保証サービス株式会社
やまぎんディーシーカード株式会社
やまぎんキャピタル株式会社
山銀システムサービス株式会社
山銀ビジネスサービス株式会社
やまぎんジェーシービーカード株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 7社

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	25,870	預 金	1,619,905
コールローン及び買入手形	108,979	譲 渡 性 預 金	68,865
買入金銭債権	20,008	借 用 金	4,963
商品有価証券	933	外 国 為 替	59
有 価 証 券	550,834	そ の 他 負 債	14,076
貸 出 金	1,070,978	退 職 給 付 引 当 金	5,793
外 国 為 替	207	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	222
そ の 他 資 産	29,146	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	160
有 形 固 定 資 産	16,029	偶 発 損 失 引 当 金	72
無 形 固 定 資 産	591	利 息 返 還 損 失 引 当 金	60
繰 延 税 金 資 産	12,442	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,960
支 払 承 諾 見 返	25,250	支 払 承 諾	25,250
貸 倒 引 当 金	△ 10,588	負 債 の 部 合 計	1,741,390
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,008
		資 本 剰 余 金	4,940
		利 益 剰 余 金	92,537
		自 己 株 式	△ 640
		株 主 資 本 合 計	108,846
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,147
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 492
		土 地 再 評 価 差 額 金	907
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,731
		少 数 株 主 持 分	4,181
		純 資 産 の 部 合 計	109,295
資 産 の 部 合 計	1,850,685	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,850,685

中間連結損益計算書

(平成20年 4月 1日から
平成20年 9月 30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	28,927
資 金 運 用 収 益	16,087
(うち貸出金利息)	(11,134)
(うち有価証券利息配当金)	(4,372)
役 務 取 引 等 収 益	4,051
そ の 他 業 務 収 益	4,111
そ の 他 経 常 収 益	4,677
経 常 費 用	28,401
資 金 調 達 費 用	2,925
(うち預金利息)	(2,273)
役 務 取 引 等 費 用	1,041
そ の 他 業 務 費 用	10,304
営 業 経 費	11,844
そ の 他 経 常 費 用	2,285
経 常 利 益	525
特 別 利 益	31
特 別 損 失	86
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	470
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	129
法 人 税 等 調 整 額	△576
少 数 株 主 利 益	218
中 間 純 利 益	699

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

当中間連結会計期間末において、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づき合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が6,503百万円増加、繰延税金資産が2,601百万円減少、その他有価証券評価差額金が3,902百万円増加しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～30年

その他 2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、預金としての計上を中止し当行の収益に計上したものについて、将来の払戻に備えて必要と認められる額を計上しております。

(追加情報)

従来、睡眠預金払戻損失は、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第4号 平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることに伴い、前連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、その他経常費用が11百万円、特別損失が167百万円少なく、経常利益が11百万円、税金等調整前中間純利益が178百万円それぞれ多く計上されております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況を勘案し、返還見込み額を合理的に見積もり計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月31日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額としております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合の税金等調整前中間純利益と同適用指針第81項を適用した場合の税金等調整前中間純利益との差額は58百万円であります。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。相場変動を相殺するヘッジについては、該当する取引を実施していません。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当中間連結会計期間末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は557百万円（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

(借手側)

これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(貸手側)

これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」に含まれるリース投資資産が11,316百万円計上され、「有形固定資産」が10,171百万円、「無形固定資産」が1,144百万円それぞれ減少しております。

また、損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、2,368百万円、延滞債権額は22,201百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は107百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払い日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,119百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,796百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,111百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 79,904百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,608百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券53,910百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は377百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、520,722百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が510,157百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 24,733百万円
 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,596百万円であります。
 10. 1株当たりの純資産額 615円32銭
 11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 12.86%（国内基準）

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常利益」には、株式等売却益4,108百万円を含んでおります。
 2. 「その他の経常費用」には、貸倒引当金繰入額723百万円、株式等売却損567百万円及び株式等償却511百万円を含んでおります。
 3. 1株当たり中間純利益金額 4円09銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
 該当ありません。
 2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	26,876	33,960	7,083
債券	378,320	376,509	△1,810
国債	165,921	164,620	△1,301
地方債	111,844	111,993	148
社債	100,554	99,895	△658
その他	153,504	140,576	△12,927
合計	558,700	551,046	△7,654

注1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は1,894百万円（うち株式511百万円、債券及びその他1,383百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について連結会計年度末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

3. 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づき合理的に算定された価額を時価としております。なお、市場価格を時価とした場合に比べて有価証券が6,503百万円増加しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	9,596
その他有価証券	
非上場株式	1,214
非上場外国証券	0
その他	176